

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 株式会社ケイテック
代表者及び住所 大阪府大阪市中央区瓦町2-5-8瓦町スクエアビル8F
代表取締役 川崎 勉
2. 指名停止措置期間 : 令和7年7月25日から令和7年9月24日まで(2ヶ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 株式会社ケイテックは、令和7年3月31日付けで大阪府より、以下の事由を原因として建設業法第28条第3項及び第5項の規定に基づく営業停止処分(22日間)を受けた。
(1)株式会社ケイテックは、大阪市発注の工事において、建設業法第22条第2項の規定に違反して、株式会社A・S・Pから同社の請け負った建設工事を一括して請け負った。
(2)株式会社ケイテックは、大阪市発注の工事において、建設業法第22条第2項の規定に違反して、株式会社東技コーポレーションから同社の請け負った建設工事を一括して請け負った。
(3)株式会社ケイテックは、大阪市発注の工事において、建設業法第22条第2項の規定に違反して、株式会社トーフ技研工業から同社の請け負った建設工事を一括して請け負った。
5. 指名停止措置理由 : 株式会社ケイテックが建設業法の規定により監督処分(22日間の営業停止処分)を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。
従って、本件については、指名停止2ヶ月を適用する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(建設業法違反行為)
13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)

○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL : 06-6942-1141

契約課長 柳原 宏明 (内線 2511)

建設専門官 早川 健 (内線 2512)